

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
傅玉蓮	広島市安佐南区西原四丁目11番18-301号 第2杉本ビル	消除

広島市安佐南区告示第5号

平成27年10月15日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 谷山勝彦

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
中村厚子	広島市安佐南区山本八丁目18番7号	消除

広島市佐伯区告示第6号

平成27年10月19日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 若林健祐

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
大山清隆	佐伯区美鈴が丘東二丁目9番10号	消除
石田宣昭	佐伯区五日市中央四丁目10番15-201号	消除
横島悠二	佐伯区五日市中央五丁目9番20-402号	消除
齋森智幸	佐伯区八幡二丁目11番27-102号	消除
高宮達夫	佐伯区八幡五丁目10番11-302号	消除
中原輝夫	佐伯区八幡二丁目1番3号	消除
松本淨二	佐伯区五日市二丁目6番26-203号	消除

広島市佐伯区告示第7号

平成27年10月29日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 若林健祐

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
赤星哲	佐伯区八幡東三丁目25番11-19号	消除
大河原健	佐伯区五月が丘三丁目15番11号	消除
岡田耕一郎	佐伯区皆賀二丁目10番34-303号	消除
成生一	佐伯区五日市中央三丁目10番37-401号	消除
笠本力男	佐伯区五日市町大字下河内27番地1403号	消除

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第28号

平成27年10月15日

平成27年10月10日の任期満了により、新たに広島市選挙管理委員及び補充員として就任した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

職名	住所	氏名
委員長	広島市西区鈴が峰町12番18号	二國則昭
委員長 職務代理者	広島市中区河原町7番10-701号	島本登夫
委員	広島市佐伯区楽々園六丁目5番10号	三浦泰明
委員	広島市中区袋町5番34-501号	山田知子
補充員	広島市西区山田新町一丁目26番2号	小田清和
補充員	広島市安佐南区西原七丁目2番6-1404号	前田香織
補充員	広島市西区井口台二丁目30番9号	増原悦治
補充員	広島市佐伯区美鈴が丘南一丁目4番1号	久保木敬子

広島市選挙管理委員会告示第29号

平成27年10月28日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第4条及び別記第1号様式中「第1条」を「第1条の3」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第24号

平成27年10月13日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日現在調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村 和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成27年10月24日(土)、同月25日(日)、同月31日(土)、11月1日(日)及び同月3日(祝)については、中区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年10月20日から同年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第26号

平成27年10月9日

昭和55年広島市南区選挙管理委員会告示第2号による広島海区漁業調整委員会委員選挙の投票区の設置の告示中表の一部を、次のとおり変更します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

次のとおり 略

広島市南区選挙管理委員会告示第27号

平成27年10月9日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日現在で調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次により関係人の縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年10月20日から同年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

まで

広島市西区選挙管理委員会告示第26号

平成27年10月14日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日現在において調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末 和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年10月20日から同年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第27号

平成27年10月13日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日現在により調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成27年10月24日(土)、同月25日(日)、同月31日(土)、11月1日(日)及び同月3日(祝)については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年10月20日から同年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第27号

平成27年10月14日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日現在調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次により関係人の縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠 信雄

- 1 期間等 平成27年10月20日から同年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
(平成27年10月24日(土)、同月25日(日)、同月31日(土)、11月1日(日)及び同月3日(祝)については、佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第6号

平成27年10月22日

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則(平成8年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあつては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他人事委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあつては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面(当該本人の押印があるものに限る。)及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

農業委員会規程

農業委員会規程第1号

平成27年10月5日

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

広島市農業委員会会長 河野 信義

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程(平成13年6月23日農業委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあつては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他農業委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあつては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面(当該本人の押印があるものに限る。)及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

教委規則

広島市教育委員会規則第15号

平成27年10月30日

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 井内 康輝

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則(平成8年広島市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあつては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあつては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面(当該本人の押印があるものに限る。)及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

教委告示

広島市教育委員会告示第16号

平成27年10月23日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成27年10月30日（金） 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 平成28年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
- (2) 平成26年度におけるいじめの再調査の結果について（報告）
- (3) 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正について（議案）

【非公開予定議題】

- (4) 訴訟について（報告）

（別紙）

平成27年度監査の意見に対する対応結果の公表

（企画総務局）

- 1 監査意見公表年月日
平成27年6月8日（広島市監査公表第13号）
- 2 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年9月10日（広企総第59号）
- 3 監査の意見及び対応の内容

証明等手数料の免除の決定に係る事務について（所管課：企画総務局総務課）

監査の意見	対応の内容
<p>戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書の交付に係る手数料の免除の決定に当たり、個別に決裁を得ずに事後にまとめて決裁処理している事例が見受けられた。</p> <p>については、証明等手数料の免除の決定に係る事務が適正かつ円滑に行われるよう、決裁書類の様式化を図るなど事務処理の見直しを検討されたい。</p>	<p>戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書（以下「戸籍関係証明書等」という。）の交付に係る証明等手数料の免除の決定に当たっては、個別に免除の要件を確認の上、決裁を行うよう、平成27年5月14日に開催した市民課長会議において指導するとともに、同日付けで各区役所市民課長及び各出張所長宛てに、証明等手数料の免除の決定に係る事務処理の改善について所属内の職員に周知するよう通知した。</p> <p>決裁書類の様式化については、戸籍関係証明書等の請求書に証明等手数料の免除に係る決裁者の押印欄を設けるよう改めることとし、現在の様式の在庫がある間はゴム印で押印欄を設け対応することとした。</p> <p>以上の結果、現在は、区役所市民課及び出張所等においては、個別に免除の要件を確認の上決裁を行っている。</p>

平成26年度監査の意見に対する対応結果の公表

（財政局）

- 1 監査意見公表年月日
平成26年6月12日（広島市監査公表第9号）
- 2 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年9月10日（広収一第21号）
- 3 監査の意見及び対応の内容

滞納整理事務のマニュアルについて（所管課：財政局収納対策部徴収第一課）

監査の意見	対応の内容

監査公表

広島市監査公表第39号

平成27年10月30日

- 広島市監査委員 佐伯克彦
- 同 井上周子
- 同 竹田康律
- 同 星谷鉄正

監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

生命保険契約の差押えに当たって、財産目録に解約返戻金の支払請求権のみを記載していたため、納付折衝を継続する中で、解約返戻金の取立てを行わないまま満期となり、満期保険金が滞納者に支払われ取立てができなかった事例が見受けられた。

については、債権の差押えの実効性を確保するため、差押え対象とする財産目録の記載事例を充実するなど滞納整理事務のマニュアルが具体的にわかりやすいものとなるよう見直しを検討された。

監査の意見を踏まえ、生命保険契約に係る差押財産の特定について、平成26年9月に差押調査等への記載例を見直し、解約返戻金のみならず満期保険金等の支払請求権も併せて差し押さえるよう、市税等の滞納整理担当職員に周知徹底した。

また、債権の差押えの実効性を確保するため、平成27年4月に、差押財産を特定する記載例を網羅した「滞納整理事務の手引」（公益財団法人東京税務協会発行）を市税等の滞納整理担当職員の全員に配布し、今後は当該手引に基づき滞納整理事務を行うこととした。

平成25年度監査結果に対する措置事項等の公表
(環境局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成25年9月6日（広島市監査公表第30号）
- 2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成27年10月5日（広業一第33号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容
【監査の結果】

広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務委託業務について
(所管課：環境局業務部業務第一課)

監査の結果	措置の内容
<p>広島市では、事業活動に伴って生じた固形状の一般廃棄物（以下「事業ごみ」という。）の焼却処分又は埋立処分等を、市の一般廃棄物処理施設において行う場合には、固形状一般廃棄物処分手数料（以下「手数料」という。）を徴収することとしている。</p> <p>そのため、市は、事業ごみを排出する事業者に対し、事業ごみ指定袋（以下「指定袋」という。）を販売し、その販売代金を手数料として徴収しているが、その指定袋の販売とその代金である手数料の収納を、私人である事業ごみ指定袋取扱店（以下「受託者」という。）へ委託している。</p> <p>受託者は収納月の翌月25日までに、暦月ごとに1か月分の収納金をまとめて市へ払い込むとともに、収納月の手数料額及び指定袋の在庫状況を、市の指定する「固形状一般廃棄物処分手数料収納事務実績報告書」（以下「報告書」という。）に記載し、市へ提出することとしている。</p> <p>市では、この報告書に記載された手数料額と実際に払い込まれた手数料額が一致していることを確認の上、委託料を支払っている。</p> <p>平成24年度の当該収納事務について、次のとおり問題があった。</p> <p>(1) 報告書に記載された手数料額と実際に払い込まれた手数料額が一致していないものなどが見受けられた。</p> <p>(2) 手数料の払込みが1か月以上遅延している受託者が見受けられ、その中には遅延が常態化している受託者が見受けられた。</p> <p>については、受託者から市へ提出された報告書に記載された手数料額と実際に払い込まれた手数料額との照合事務の誤り及び手数料の払込み遅延を防止し、適正な収納事務を行うために、事務処理マニュアルやチェック体制の整備など、必要な対策を講じられた。</p>	<p>当該収納事務については、事業ごみ指定袋管理システム（以下「管理システム」という。）において、①指定袋作成等業者が受託者へ配送した指定袋の配送数量、②受託者が報告書に記載した指定袋の販売数量・在庫状況等、③実際に払い込まれた手数料額を管理して、照合作業を行っている。</p> <p>監査の結果を受け、適正な収納事務を行うために、次のとおり事務処理を見直すとともに、一連の事務処理手順について取りまとめたマニュアルを整備し、担当職員に周知徹底した。</p> <p>ア 受託者から市へ提出された報告書に記載された手数料額と実際に払い込まれた手数料額との照合事務を適正に行うため、担当職員が管理システムに入力した手数料額等を、複数の職員が照合作業を行うこととし、更には作業の漏れが生じることを防止するため、各職員は作業完了後、当該報告書及び領収済通知書に「入力済」、「確認済」と押印することとした。また、毎月照合結果を課長に報告することとした。</p> <p>なお、平成27年度からは、財務会計システムにおける事前調定の仕組みを利用することとした。また、管理システムを財務会計システムと連携したものに改修することで、職員による財務会計システムへの入力作業を不要とするなど、歳入の収納管理を適正かつ効率的に行うことができるよう改善した。</p> <p>イ 手数料の払込み遅延を防止するため、履行期限を経過した場合の対応を定めた督促マニュアルを新たに整備し、これにより、新規未納者への迅速な対応と遅延が常態化している受託者への対応の強化を図った。</p>

【監査の意見】

広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務委託業務の見直しについて
(所管課：環境局業務部業務第一課)

監査の意見	対応の内容
<p>歳入の調定は、原則として収納の前に行うこと（以下「事前調定」という。）とされているが、広島市固形状一般廃棄物処分手数料（以下「手数料」という。）の調定は、広島市会計規則第12条第2項第8号の規定に基づき、手数料を収納したとき（以下「事後調定」という。）に行われている。</p> <p>事前調定を行う場合は、あらかじめ歳入名、所属年度、金額、納期限、債務者等の情報を財務会計システムに入力するため、こ</p>	<p>監査の意見を踏まえ、平成27年度から財務会計システムにおける事前調定の仕組みを利用することとした。また、管理システムを財務会計システムと連携したものに改修することで、職員による財務会計システムへの入力作業を不要とするなど、歳入の収納管理を適正かつ効率的に行うことができるよう改善した。</p> <p>併せて、事前調定の仕組みの利用に当たり、受託者から本市への手数料の払込みと本市から受託者への委託料の支払いとを繰替</p>

れにより収納管理ができるが、手数料が払い込まれた段階で同額を自動的に調定する事後調定では、収納額が調定額として処理されることから、未納が発生しても財務会計システムに直ちに反映されないため、未納を適正に管理するには、入力されていない情報を手処理により追加する必要がある。

このため、本件のような未納が発生している歳入の収納管理は事前調定によることが適当である。

また、他の自治体の中には、受託者が収納した手数料の払込みと手数料の収納事務に係る委託料の支払いとを繰替払の支払方法等で一括処理を行っている事例が見受けられる。広島市においても、こうした事例を参考に事務の簡素化、効率化についても検討されたい。

払の支払方法で一括処理することとし、事務の簡素化及び効率化を図った。



広島市監査公表第40号

平成27年10月30日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子

同 竹田康律
同 星谷鉄正

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別紙)

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(市民局)

- 1 監査意見公表年月日
平成24年2月6日(広島市監査公表第4号)
- 2 包括外部監査人
世良敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年9月30日(広権啓第44号)
- 4 監査のテーマ
未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

収入未済・債権

住宅新築資金等貸付金(不納欠損処分について)
(所管課:市民局人権啓発部人権啓発課)

監査の意見	対応の内容
<p>住宅新築資金等貸付金においては、借受人が生活困窮や高齢の場合でも支払能力を考慮しつつ、分納して納付するよう指導し少額ながら回収している事例がある。さらに、借受人が破産宣告を受け免責決定された場合や生活困窮等により借受人から回収が見込まれない場合は、連帯保証人(連帯保証人が死亡した場合は、その相続人)から回収するなど、可能な限り債権の回収に努めている。</p> <p>ただし、こうした取組は行われているものの、実質的には回収が困難となっている債権があることが懸念されるが、同貸付金では過去において不納欠損処分を行った債権はない。公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、全庁的な観点から回収コストとの比較や事務処理の効率化などの論点を整理し、広島市として不納欠損処分に関する取扱方針等を整備した後、この取扱方針等に基づき、同貸付金における不納欠損処分の検討が望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、住宅新築資金等貸付金の償還金に係る債権の回収事務において、公平性の確保に配慮しつつ、適正に事務処理を行うため、平成27年3月に、当該償還金に係る債権の不納欠損処分についての実施基準を策定し、この基準により不納欠損処分を実施することとした。</p>

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(こども未来局)

- 1 監査意見公表年月日
平成24年2月6日(広島市監査公表第4号)

- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年9月30日（広こ家第266号）
- 4 監査のテーマ
未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

収入未済・債権 母子・寡婦福祉資金貸付金（不納欠損処分について） （所管課：こども未来局こども・家庭支援課）	
監査の意見	対応の内容
過去において不納欠損処分を行った債権はなく、広島市が本制度の運用を開始した昭和56年に発生した債権が平成22年度においても収入未済額として計上されている。この中には、関係者が既に死亡しているケースなど回収が不可能な場合も含まれる懸念がある。 公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、回収コストとの比較や事務処理の効率化の観点から不納欠損処分を行うことの検討は必要である。 広島市における不納欠損処分の論点を整理後、母子・寡婦福祉資金貸付金における不納欠損処分のあり方について検討が望まれる。	監査の意見を踏まえ、母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金に係る債権の回収事務において、公平性の確保に配慮しつつ、適正に事務処理を行うため、平成26年10月に、当該償還金に係る債権の不納欠損処分についての実施基準を策定し、この基準により不納欠損処分を実施することとした。

平成13年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
（道路交通局）

- 1 監査意見公表年月日
平成14年2月1日（広島市監査公表第1号）
- 2 包括外部監査人
中間 信一
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年9月30日（広道自第112号）
- 4 監査のテーマ
出資法人における補助事業及び委託事業の実施状況
- 5 監査の意見及び対応の内容

財団法人広島市都市整備公社（駐車料金の未収金に対する収納業務区分の明確化） （所管課：道路交通局自転車都市づくり推進課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
市営の路上駐車場においては、営業時間が9時から22時までとなっており、営業時間内から22時以降までの継続した駐車場利用者がいた場合には、駐車料金の未収金が発生する可能性がある。 市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務は、財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）において、居所の分かる債務者に対して3回の駐車料金納付通知書を送付している。しかしながら、平成12年度については、なお119万8千円（未収金発生総額の7%）の回収不能未収金があり、毎年、同程度程度の回収不能未収金が発生しているものと推測される。 現在、市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務の担当窓口が、広島市なのか公社なのか、委託契約書及び委託契約約款の中では明示されていない。 今後は、受託業務の区分について「駐車場使用料等収納事務の処理基準」等を作成し、公社の業務範囲を明確にするとともに、未収金の全額回収へ向けた方策を検討する必要がある。	市営駐車場の駐車料金の未収金に対する収納業務については、平成14年度から公社との委託契約に係る仕様書にその具体的な内容を明記し、それ以降、公社において、未収金の全額回収に取り組んできた。 また、これと並行して、そもそもの未収金の発生を防止するための取組として、有人管理の路上駐車場への無人料金徴収システムの導入を順次進めた（平成23年1月に全路上駐車場の無人化完了）。 そして、平成22年度からは、市営駐車場の指定管理者制度に利用料金制を導入し、平成22年4月以降の駐車料金については指定管理者の収入とすることにより、本市の収入に係る未収金が発生しない仕組みとした。

